

公益社団法人自動車技術会 表彰会議組織規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、表彰会議組織の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰会議組織)

第2条 表彰会議組織は、本会の目的を達成するため、自動車技術会賞及び本会の目的を達成するために必要となる各種の報奨・奨励制度について企画・提案・推進する。

第3条 表彰会議組織は表彰会議と、その下部機構として自動車技術会賞選考委員会を置く。また、必要に応じ選考委員会又は審査委員会を置くことができる。

2 前条の目的達成のため前項の選考委員会又は審査委員会以外のものが設けられる場合は、この表彰会議のもとに設けるものとする。

3 前2項で設けた委員会は、必要があれば非公開にすることができる。

(表彰会議)

第4条 表彰会議は、次の事項を審議する。

- (1) 表彰会議組織の事業の方針
- (2) 事業計画及び予算案の策定
- (3) 自動車技術会賞及び各種報奨・奨励制度についての企画・提案・推進
- (4) 自動車技術会賞及び各種報奨・奨励の受賞者の決定
- (5) 自動車技術会フェローの選考・認定
- (6) 自動車技術会の他の組織との連絡調整
- (7) 表彰会議組織処理基準の制定及び改正
- (8) その他表彰会議組織の目的達成のために必要な事項

第5条 表彰会議の委員は、正会員の中から、副会長が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 表彰会議の議長は、副会長がこれにあたる。

3 議長及び委員の任期は、本会役員の改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

4 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、会長が指名した委員がその職務を代行する。

第6条 表彰会議は、議長が招集する。表彰会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、表彰会議を代表し、議事を統括し、決定事項は会長・理事会又は担当理事会に提案・報告しなければならない。

(自動車技術会賞選考委員会)

第7条 自動車技術会賞選考委員会の審議事項、委員長及び委員の選任・任期、運営上必要な事項については、社団法人自動車技術会自動車技術会賞規則によるものとする。

(処理基準)

第8条 その他本組織の運営に関し必要な細則については、表彰会議において表彰会議組織処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、表彰会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は、2009年5月1日から施行する。

2 社団法人自動車技術会表彰委員会規則（1998年4月1日施行）は廃止する。

3 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）